

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業 〕	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本錨結び	5円
仕 掛 け 〔 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業 〕	キス針 6～13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 〔 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業 〕	バラ針15本入、台紙付	3円

- 4 効力発生の日 平成15年8月14日